

# 鳥取縣公報

昭和十六年三月十四日  
第一千二百十五號

金曜日

本書ノ大キサハ國定規格A5判

## 告示

### ◇鳥取縣告示第二百二十五號

昭和十六年三月七日左ノ者ニ對シ動力綴摺業免許證ヲ下附セリ

昭和十六年三月十四日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

#### 免許證番號

免許證番號	住 所	氏 名
一、三四六	東伯郡大誠村大字瀬戸四拾八番地	山 本 浦
一、三四七	同 郡山守村大字今西百五拾四番地	石 賀 兼 壽
一、三四八	同 郡同村大字明高貳拾九番地	山 方 正 之
一、三四九	同 郡上小鴨村大字上古川六拾五番壹地	安 井 勝 藏
一、三五〇	同 郡同村大字同六拾七番貳地	桑 本 和 喜 藏
一、三五一	同 郡同村大字同三百七拾三番地	谷 口 友 市
一、三五二	同 郡同村大字耳五百九拾參番壹地	竺 原 熊 市
一、三五三	同 郡高城村大字立見貳百六拾四番壹地	宮 本 美 雄

鳥取縣公報 每週曜日發行 (休日ニ當ル) 昭和十六年三月十四日 (昭和四年四月十五日) 第三種郵便物認可

鳥取縣告示第二百二十六號

昭和十六年三月七日左ノ通區劃漁業ヲ免許セリ

昭和十六年三月十四日

鳥取縣知事

入

田

三

郎

一 免許番號 第貳貳七號

二 免許年月日 昭和拾六年參月七日

三 漁業權者 西伯郡外江村參千五百四拾五番地

古 德 安 治

四 漁業ノ位置 西伯郡外江村字北屋敷灘通ノ沖

五 漁業ノ種類及名稱 區劃漁業第一種漁業牡蠣養殖業

六 漁獲物ノ種類 牡蠣

- 七 漁業時期 自壹月壹日 至拾貳月參拾壹日
- 八 漁業ノ存續期間 自昭和拾六年參月七日 至昭和參拾壹年參月六日
- 九 條件制限
  - (一) 免許期間中ト雖モ縣ニ於テ境港修築上必要ナル時ハ免許ヲ取消スコトアルベシ
  - (二) 日没ヨリ未明マデノ間棧十臺毎ニ水面上高サ六尺ノ所ニ白色ノ標識燈ヲ掲揚スベシ

鳥取縣告示第二百二十七號

鳥取縣臨時負債處理委員會委員ニ左ノ者ヲ選任ス

昭和十六年三月十四日

鳥取縣知事

入

田

三

郎

上北條村

門

田

定

藏

一

同

磯

江

眞

太郎

鳥取縣告示第二百二十八號

東伯郡上小鴨村耳耕地整理組合第二區換地處分之件認可セリ

昭和十六年三月十四日

鳥取縣知事

入

田

三

郎

鳥取縣告示第二百二十九號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル醫藥品ノ販賣價格左ノ通指定ス

昭和十六年三月十四日

鳥取縣知事

入

田

三

郎

品名	種別	單位	卸賣價格	小賣價格	和片	付當藥	瓶罐	和片	付當藥	瓶罐
和川芎	小分	五〇〇	九二五	一一三	粉刻	五五〇	〇〇〇	三三	五〇〇	〇〇〇
和小茴香	小分	五〇〇	九四八	一一三	粉刻	五五〇	〇〇〇	三三	五〇〇	〇〇〇
和白芷	小分	五〇〇	八七五	一一三	粉刻	五五〇	〇〇〇	三三	五〇〇	〇〇〇
和生干芍藥	小分	五〇〇	四〇一	一一三	粉刻	五五〇	〇〇〇	三三	五〇〇	〇〇〇
和片	小分	五五〇	九二五	一一三	粉刻	五五〇	〇〇〇	三三	五〇〇	〇〇〇
付當藥	小分	五五〇	九四八	一一三	粉刻	五五〇	〇〇〇	三三	五〇〇	〇〇〇
瓶罐	小分	五五〇	八七五	一一三	粉刻	五五〇	〇〇〇	三三	五〇〇	〇〇〇
和片	小分	五五〇	四〇一	一一三	粉刻	五五〇	〇〇〇	三三	五〇〇	〇〇〇
付當藥	小分	五五〇	四〇一	一一三	粉刻	五五〇	〇〇〇	三三	五〇〇	〇〇〇
瓶罐	小分	五五〇	四〇一	一一三	粉刻	五五〇	〇〇〇	三三	五〇〇	〇〇〇

和半夏	甘茶	外口當歸	大深當歸	和莪蓬	橙皮	和貝母	和長麥門冬	朝倉山椒	山椒	和黃連	和眞芍藥
-----	----	------	------	-----	----	-----	-------	------	----	-----	------

小分	粉末	刻分	小分	粉末	刻分	小分	粉末	刻分	小分	粉末	刻分	小分
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

五〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇
------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

九〇七	〇九八	二一〇	七六四	四四二	〇七六	〇〇七	六三一	九七三	一八二	五三六	四一〇	一〇六
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

四二五	二〇一	五四七	二〇七	八七五	二九七	五五二	〇七四	四一〇	三〇八	九六九	四二二	三三七
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

唐小茴香	大茴香	一角	阿魏	安息香	阿仙藥	阿仙藥	阿仙藥	阿仙藥	阿仙藥	阿仙藥	阿仙藥	阿仙藥
------	-----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

粉末	刻分	小分	粉末	刻分	小分	粉末	刻分	小分	粉末	刻分	小分	粉末
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

五〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇
------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

〇七三	〇九八	三五八	八一八	三一〇	八一六	五四二	八七〇	九七三	一一〇	一八六	四三三	三四二
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

二九七	二二〇	四二五	二五九	六四一	〇三八	八八五	九八八	一九〇	四三二	四〇〇	三〇八	八〇九
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

金銀花	麒麟血	唐骨石	甘松	蜜香	皮付細甘草	皮付甘草	皮去甘草	唐黃芩	唐黃芩	遠志	唐延胡索
-----	-----	-----	----	----	-------	------	------	-----	-----	----	------

粉末	刻分	小分	粉末	刻分	小分	粉末	刻分	小分	粉末	刻分	小分	粉末
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

五〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇
------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

六五二	四三〇	五三二	三二七	一一九	一〇九	一二三	五五〇	七七六	〇〇八	五七二	七七四	七七四
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

〇九七	五三六	六四八	三一六	四四二	四三一	四五六	三三七	九八七	三二一	八一五	四三〇	四三〇
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

唐山梔子	唐山歸來	唐香附子	唐午時花	胡黃連	紅花	牛黃	コロンボ根	唐決明子	廣南桂皮	錫蘭桂皮	熊膽	熊膽
------	------	------	------	-----	----	----	-------	------	------	------	----	----

刻分	粉末	小分	刻分	小分	粉末	刻分	小分	粉末	刻分	小分	粉末	刻分
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

五〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇
------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

四三九	八八六	七七六	五二九	四二四	四二四	七九一	〇七六	六四一	〇九四	〇九五	二四〇	〇九八
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

六四二	〇九八	九九七	一七七	七七五	七七五	二一四	三八八	七六五	二一八	二一九	五七三	〇三五
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

品名	規格	卸賣價格	小賣價格
唐山査子	粉刻小	五〇〇〇	五〇〇〇
唐柴胡	粉刻小	五〇〇〇	五〇〇〇
小豆	粉刻小	五〇〇〇	五〇〇〇
唐縮砂	粉刻小	五〇〇〇	五〇〇〇
使君子	粉刻小	五〇〇〇	五〇〇〇
水犀角	粉刻小	五〇〇〇	五〇〇〇
セソ	粉刻小	五〇〇〇	五〇〇〇
唐石膏	粉刻小	五〇〇〇	五〇〇〇
唐大黃	粉刻小	五〇〇〇	五〇〇〇
芋大黃	粉刻小	五〇〇〇	五〇〇〇

**鳥取縣告示第百三十三號**  
 價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニシテ組  
 合員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十六年三月十四日

鳥取縣知事

八

田

三

郎

一 組合ノ名稱及地區

(イ) 名稱 鳥取縣離人形飾品業組合

(ロ) 地區 鳥取縣一區

二 構成員タル資格

地區内ニ於テ節句離人形飾品ノ製造販賣ヲ業ト爲ス者

三 價格等統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日

(イ) 額

品名	規格	卸賣價格	小賣價格
衣裳着親王雛一番一號	座姿九寸五分人絹平並錦又ハ同格衣裳並附屬品二重臺付	五、三〇	六、九〇
同 二號	同寸法人絹一丁並錦又ハ同格衣裳並附屬品二重臺付	六、〇五	七、九〇

同	三號	同寸法人絹一丁中錦又ハ同格衣裳中等附屬三重褰付	同	八、三〇	一〇、八〇
同	四號	同寸法人絹胸入上錦又ハ同格衣裳上等附屬品三重褰付	同	一〇、一〇	一三、二〇
同	二番一號	座姿八寸五分 使用材料上記一號品ニ同ジ	同	四、七五	六、二〇
同	二號	同寸法 使用材料上記二號品ニ同ジ	同	五、四五	七、一〇
同	三號	同寸法 使用材料上記三號品ニ同ジ	同	七、五五	九、八〇
同	四號	同寸法 使用材料上記四號品ニ同ジ	同	九、三五	一二、二〇
同	三番一號	座姿八寸 使用材料上記一號品ニ同ジ	同	四、一〇	五、三〇
同	二號	同寸法 使用材料上記二號品ニ同ジ	同	四、七〇	六、一〇
同	三號	同寸法 使用材料上記三號品ニ同ジ	同	六、六〇	八、六〇
同	四番一號	座姿七寸五分 使用材料上記一號品ニ同ジ	同	三、五〇	四、六〇
同	二號	同寸法 使用材料上記二號品ニ同ジ	同	四、一〇	五、三〇
同	三號	同寸法 使用材料上記三號品ニ同ジ	同	四、八〇	六、三〇
同	五番一號	座姿七寸 使用材料上記一號品ニ同ジ	同	三、〇〇	三、九〇
同	二號	同寸法 使用材料上記二號品ニ同ジ	同	三、四五	四、五〇
同	三號	同寸法 使用材料上記三號品ニ同ジ	同	四、一〇	五、三〇
同	七番一號	座姿五寸五分 人絹平並錦又ハ同格衣裳並附屬品二重褰付	同	三、四五	四、五〇
同	二號	同寸法 使用材料同上	同	四、七〇	六、一〇
同	三號	同寸法 人絹一丁中錦又ハ同格衣裳中等附屬品二重褰付	同	六、三五	八、三〇
同	四號	同寸法 人絹胸入上錦又ハ同格衣裳上附屬品二重褰付	同	八、三〇	一〇、八〇
同	五號	同寸法 人絹三丁又ハ同格衣裳上等附屬品上二重褰付	同	一五、〇〇	一九、五〇
同	八番一號	座姿五寸 使用材料七番一號品ニ同ジ	同	三、一五	四、一〇
同	二號	同寸法 使用材料七番二號品ニ同ジ	同	四、一五	五、四〇
同	三號	同寸法 使用材料上記三號品ニ同ジ	同	五、七五	七、五〇
同	四號	同寸法 使用材料上記四號品ニ同ジ	同	七、三五	九、六〇

同	五號	同寸法 使用材料上記五號品ニ同ジ	同	一三、四〇	一七、五〇
同	三番一號	座姿四寸 使用材料七番一號品ニ同ジ	同	三、二五	四、二〇
同	二號	同寸法 使用材料七番二號品ニ同ジ	同	三、七〇	四、八〇
同	三號	同寸法 使用材料上記三號品ニ同ジ	同	四、八五	六、三〇
同	四號	同寸法 使用材料上記四號品ニ同ジ	同	六、二五	八、一〇
同	五號	同寸法 使用材料上記五號品ニ同ジ	同	一〇、六〇	一三、八〇
同	五月節句座敷小 型奴蓑一號	間口一尺五寸 櫻材平梓臺塗筆人絹長幟旗一對飾立物並三品付	一個	二、七〇	三、五〇
同	二號	同寸法 櫻材平梓臺塗筆人絹長幟旗一對飾立物上五品付	同	五、二〇	六、八〇
同	中型中立一號	間口二尺 使用材料上記一號品ニ同ジ	同	六、八〇	八、九〇
同	二號	同寸法 使用材料上記二號品ニ同ジ	同	八、三〇	一〇、八〇
同	大型特臺一號	間口三尺 使用材料上記二號品ニ同ジ	同	一四、二〇	一八、五〇
同	二號	間口三尺 櫻材平梓臺塗筆人絹長幟一對別上上道具付	同	一八、〇〇	二三、五〇
同	裸金時四寸一號	立姿四寸並塗仕立錦腹掛並鯉又ハ熊附屬褰付紙箱入	同	、六二	、八〇
同	二號	同寸法 中等附屬材料付	同	、九二	、一二〇
同	五寸一號	立姿五寸 附屬品上記一號品ト同ジ	同	、七七	、一〇〇
同	二號	同寸法 附屬品上記二號品ト同ジ	同	、二五	、六〇
同	七寸一號	立姿七寸 附屬品上記一號品ト同ジ	同	、九〇	、二五〇
同	二號	同寸法 附屬品上記二號品ト同ジ	同	二、五三	三、三〇

備考 (一) 本表價格ハ賣主店先渡ノ價格ニシテ箱代荷造費ハ卸賣業者ノ負擔トス  
 (二) 本表價格ハ物品稅ヲ含マザル價格トス  
 (三) 實施ノ日 昭和十六年三月十四日  
 (四) 認可ニ付シタル條件  
 (イ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ

00979

鳥取縣告示第二百三十一號

(ロ) 認可價格及實施ノ日ヲ組合員ノ營業所ニ揭示スベシ  
價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ構成員タル資格ヲ有スル者ニシテ構成員ニ非サル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十六年三月十四日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

- 一 組合其ノ他ニ準ズルモノ、名稱及地區  
名 稱 全日本ゴム車輛協會鳥取縣支部
- 地 區 鳥取縣一圓
- 二 構成員タル資格  
資 格 ゴム車輛ノ製造及販賣ヲ業トナス者
- 三 價格等統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日

品 種	種 別	單 位	小賣價格	備 考
中古タイヤ 32X6 10D	丸	一本	五九、〇五	
同 32X6 8D	同	同	五五、五五	
同	修理品 (甲)	同	四五、三〇	
同	同 (乙)	同	四一、五五	
同	同 (丙)	同	三七、八〇	
同	丸	同	三〇、三〇	
同	修理品	同	二〇、三〇	
同	丸	同	二二、八〇	
同	修理品	同	七、三〇	

00980

鳥取縣告示第二百三十二號

大正十五年六月鳥取縣告示第六拾八號警察署管轄區域中左ノ通改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十六年三月十四日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

- (イ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ
  - (ロ) 認可價格及實施ノ日ヲ協會事務所及組合員ノ營業所ニ揭示スベシ
- 四 認可ニ附シタル條件
- 本表價格ハ賣主店先渡價格トス
- (ロ) 實施ノ日 昭和十六年三月十四日
- 入橋警察署管轄區域中東伯郡「逢東、市勢村、伊勢崎村」ヲ削除シ由良町ノ次ニ「浦安村」ヲ加フ

鳥取縣告示第二百三十三號

西伯郡法勝寺沿岸耕地整理組合設立ノ件認可セリ

昭和十六年三月十四日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

鳥取縣告示第二百三十四號

臨時米穀配給統制規則第四條第二項ノ規定ニ依リ米穀取扱業者ノ團體左ノ通指定セリ

昭和十六年三月十四日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

一名 稱 鳥取縣穀物商業組合聯合會  
一 事務所所在地 鳥取市東品治町五八ノ一

◇鳥取縣告示第二三三十五號

岩美郡津ノ井村ノ青年學校ノ校數及位置ヲ昭和十五年十二月二十日付左ノ通指定セリ  
昭和十六年三月十四日

鳥取縣知事

八 田 三 郎

校數

位

置

就學區域

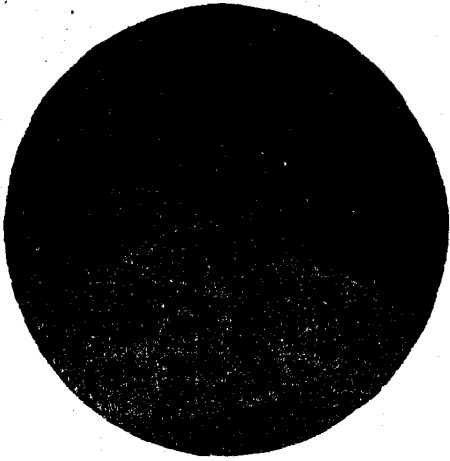
壹校

岩美郡津ノ井高等小學校ニ併設

津ノ井村一圓

彙報 第九十六號

事變特報



舉國一致  
盡忠報國  
堅忍持久

### 大政翼賛會實踐要綱

- 一、臣道の實踐に挺身す。
- 即ち、無上絕對普遍眞理の顯現たる國體を信仰し、職分奉公の誠をいたし、ひたすら惟神の大道を顯揚す。
- 二、大東亞共榮圏の建設に協力す。
- 即ち、大東亞の共榮體制を完備し、その興隆を圖るとともに、進んで世界新秩序の確立に努む。
- 三、翼賛政治體制の建設に協力す。
- 即ち、經濟・文化・生活を翼賛精神に歸一し、強力なる綜合的翼賛政治體制の確立に努む。
- 四、翼賛經濟體制の建設に協力す。
- 即ち、創意と能力と科學を最高度に發揮し、翼賛精神に基く綜合的計畫經濟を確立し、以て生産の飛躍的増強を圖り、大東亞における自給自足經濟の完成に努む。
- 五、文化新體制の建設に協力す。
- 即ち、國體精神に基き雄渾・高雅・明朗にして科學性ある新日本文化を育成し、内は民族精神を振起し、外は大東亞文化の昂揚に努む。
- 六、生活新體制の建設に協力す。
- 即ち、翼賛理念に基き新時代を推進する理想と氣魄を養ひ、忠孝一本國民悉く一家族の成員として、國家理想に結集すべき科學性ある生活體制の樹立に努む。

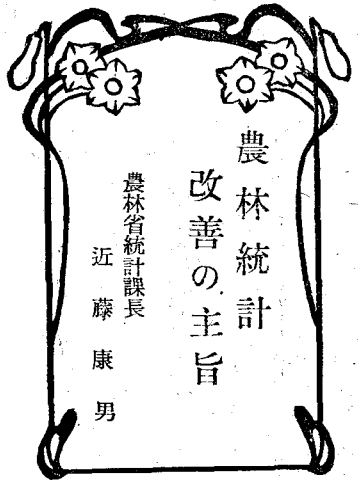
### 次 目

- 一 農林統計改善の主旨……………(統計課)六頁
- 一 事變處理の近況……………(振興課)八頁
- 一 小學校長・青年學校長會議……………(社會教育課)三頁
- 一 米穀管理と違反防止上の注意……………(農務課)三頁
- 一 大政翼賛運動の本義と組織並に其運営に就て……………(農務課)六頁  
大政翼賛會組織局 角 田 藤三郎
- 一 食糧増産計畫に就て……………(農務課)六頁
- 一 山に輝く家……………(社會課)三頁
- 一 土壤の肥料分吸收……………(農務課)三頁

源資よせ愛・產生よせ増



00985



# 農林統計 改善の主旨

農林省統計課長  
近藤 康 男

各市町村に御願して毎年調査を煩はしてある農林統計は、耕地面積、米麥其の他の農産物の收穫高、養蠶に關する調査など多くの種類があつて、市町村では此の調査の爲に統計調査員を設け、役場の統計主任と調査員とが常に一體となつて活動を續けてゐることは周知の通である。ところが現在の調査の方法、其の内容は大正十四年に定められた儘のもので、其の後今日迄十五年の歳月が流れてゐる。この間に於ける日本の社會經濟の變遷には相當著しいものがあつたことは我々の身を以て體驗した所である。殊に支那事變も五年となり、今や長期建設、何もかも新しい一步を踏み出し、總てが新体制でなければならぬ秋である、統計調査とて其の例外たり得ない。

元來、農林統計と云ふものは農業、林業、水産業の状態を數字によつて正確に表はし、國家は勿論、府縣、市町村等が諸々の政

策施設を講ずる際の基礎資料とするものであるから、農林業の状態が變化し、之に對する政策施設が變れば、それに伴つて統計の内容、調査の仕方、變へて行くのが當り前である。現に配給や供出をするためには、從來してゐなかつた調査も始めねばならないし、同じ事でも調査の方法を變へねばならないことが色々生じてゐる。それを「農林統計は昔からしてゐる事であるし、從來との比較が困難になるから」と言つて何等の改善も加へることなく放置すれば、何時しか統計は死んでしまひ、統計のための統計に悞し、實社會の役に立たぬものになつて了ふであらう。そうなつては全國に於て統後のために活躍せられてゐる十五萬人の統計關係者に對して申し譯ないばかりでなく、國家に對しても洵に相濟まぬ譯である。

かう云ふ考から農林省に於ては、愈々農林統計調査制度に根本的改正を加へることにした。農林省内の意見は勿論統計調査員、學校、其の他の人々の意見をも聽き、新体制に即した農林統計調査制度を創るべく、昨年來種々具体的方策について審議を繰らして來たが、昭和十五年十二月二十八日附農林省令第百十一號を以て新規則「農林水産業調査規則」の公布を見た。(本令は昭和十六年一月一日より施行、但し昭和十五年中の事實を調査し、昭和十六年中に報告すべきものに付ては従前の例に依る。)

從來の農林統計の調査項目は、周知の如く概して生産高に主力が注がれて居た。米が何石とれた、魚が何貫とれた、材木がどれだけ伐られたといふ様に、農産物・林産物・水産物の調査が農林統計の最も力を入れてゐる所であつた。農産物は農家の一年中の活々月を経て始めて調査をするといふものもあつたが、今後は成るべく收穫の現に行はれてゐる間に之を調査して、直ちに報告するやうな制度にした。

時局が統計を要求することが段々多くなるのであるから、統計の改善をすることにすれば、新しい統計が加はることは止むを得ないと思ふが、町村吏員の最近極めて多忙であることを考へると成るべく調査上の負擔を軽くすることの必要も痛感される。そこで農林省としては、商工省の統計で役立つものや厚生省の調査で利用し得るものは、多少の不便があつてもそれを利用することとして、確詰工場に關する調査、屠殺・牛乳に關する調査等は農林統計から削除することにした。

我國の農林業は小規模經營で、之に従事する者が多いから之を正確に調査する爲にはどうしても農家・漁家・林家の各戸に就いて綿密な調査を行はなければならぬ。腰刀式の調査では眞に役立つ統計は出來ない。そこで今回の改正に於ては、毎年八月一日(夏期調査)と二月一日(冬期調査)の二回、總べての農林漁家に就いて實地調査をしていただく様にした。この二回の實地調査で農林漁業に關する基礎的事項はなるべく調査してしまふ様にする。市町村では之を集計して各種の統計を作つて縣廳に報告すると共に、其の調査資料を役場に備付けて置いて町村の各種の行政に直接使つていただく様にした。

この様に、今後は調査の結果が直接國の行政は素より、町村の行政にも使はれる様になるのであるから、調査の重要性は一段と昂まる譯である。さうなればこの調査に従事する調査員の責任も

00986

動の結果出てくるものであり、水産物は漁夫の海上に於ける活動の結果生産せられるものであるから、農産物・林産物・水産物の調査はいはゞ農業・漁業・林業の活動の結果を押へたものである。我々は更に進んで其の源、即ち農業・漁業・林業の活動の有様そのものを見る必要がある。

殊に最近のやうに、農林業に於ても生産力擴充を圖らねばならぬ場合に於ては、農林業の運營、例へば農業の業態・農林漁家の兼業の種類・耕作面積・農業用機械等の調査がどうしても必要である。それで今回の改正では、この種類の調査を大いに加へることにした。

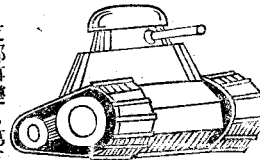
又農産物については、農家の販賣する數量も大体的見積りでいゝから調査することにした。これは農産物の供出等の場合、町村役場に於ても役立つことと思ふ。

調査が眞に役立つ爲の一つの條件は迅速といふことである。二年も三年も前の事實を基礎として政策を樹てるといふことでは困る。最新の事實に立脚した行政でなければ、ほんとに正しい行政にはならない。この點については、家畜の生産斃死の如き一年を通じて存する事實の調査は、少し面倒でも一年に四回報告を出していたこととするし、庭先價格の調査は月毎に調査して報告していただくことにする。尤も、價格の報告は村としては、一年中報告をしなくてはならぬのではなく、府縣知事の指定する數品目について、其の出廻りの時期だけ調査報告すればいいことになつてゐる。

又、農作物の收穫高調査などは從來町村によつては、收穫後數

00987

重くなるので、國家としても調査員の制度をハッキリさせて置く必要があらうと考へ、調査員制度についての勅令を制定していただくことにした。この勅令の公布によつて調査員は形式上立派な國家の機關となるのであつて、今後は任命も地方長官が行ふことになり、其の人選も慎重にせられる様にした。その上農林省では調査員の活動を正しく、且つ盛にする爲に新に指導員を成るべく各市町村に置いて、調査方法の指導に當つたり調査員の鞭撻をしていただくことにした。



### 事變處理の近況

支那事變も第五年に入り、我が國がこれまで経験した日清戦役や日露戦役に較べて相當久しい歳月を閲して來たのであります

これが爲に數多い國民の中には事變處理の今後について心配する者が全くないと思はれるのであります。しかし度々申しますやうに今回の事變はさう簡單に片付くべき性質のものではないのであります。面積からいつても人口からいつても非常に大きな支那に於て、しかもこの東亞新秩序の建設を極力邪魔をして、めい／＼の野心を貫かうとする國々の防衛を排除しながら、八紘一宇の我が大理想を顯現して行かうとする大事業の完成は、決してさう手短かに成功を見ることを望んではならぬのであります。

まして現下の國際情勢は彌々複雑になつて、或は何時英米等の敵性國を相手に、今より一層重大な難關を招くかも知れず得ない現下の事情として、假にも事變處理に對して悲觀的な考へを持つ者が一人でもあつてはならぬのであります。今後なほ幾年にわたり、まだ／＼今日以上の苦難をも覺悟せねばならぬのであります。物質の不足も尙々逼迫するものと覺悟しなければならぬと思はれます。

00988

多いのでありますから、ガツチリと腰を据へて我が國の實力をせば自然日本に心服する氣持も強化して來るのであります。これを滿洲のこれまでの経過から申ししてもこの傾向がはつきりわかるのであります。今滿洲には匪賊ももう二三千位にまで減少して來て居るのであります。それはもとより皇軍の威武によることはもとよりでありますけれども、その蔭には我が國の永久的な軍事的乃致經濟的な施設によつて示された治安維持の方策が大きな理由であると云はねばなりません。

滿洲國が昭和十年以來どうして急速に治まつて來たかと申しますと、各地に兵營を建て産業施設も行ひ、又鐵道も敷設せられたことが大きな原因であります。これに依つて悪いやつは恐れ、好い者は安心して、日本と共同して平和を築かなければならぬといふことを心から感じて來たのであります。近來までは一番いけないやつた吉林省や東邊道が非常によくなつて、寧ろ熱河省などが悪くなつて居るのであります。これは熱河省が悪くなつたのではなくて他の方がずつとよくなつた爲にさう感ぜられるのであります。

例へば石油にしても、北支には日本の石油を全部賄つて餘りあるやうな炭坑があるのであります。それは陽泉炭坑であります。この陽泉炭を使へばガス發生に於ては石油以上の効果があり一キロの塊で五十二キロも走れることは確實な検査の結果であつて、最近東京のバスにもこれを使つてゐる者があるのであります。鐵に於ても同様であります。山西省では最近閻錫山時代に作りかけて居た熔鑛爐をすつかりよくして年々相當量の製造をして居るのであります。これは北支全般を賄ふに足るものであり、從つて北京の西に出來てゐる熔鑛爐から出る鐵は逐次内地に來るやうになることと思はれます。將來これ等の山西省あたりのもので北支の需要を充たし、北京天津一帶のものはみな日本に來ることと思はれますから、これが追々實現されて來れば我が國の物資不足も大部分補ふことが出來ると思はれるのであります。

又山東省の泰山山脈あたりは東洋でも一番古い地層の處であり

まして、これを積極的に開發すれば日本は百年、二百年は少しも困らない。鐵、石炭、人造石油といふやうな方面は相當希望を持つてよいと思はれるのであります。

何といつても北支に於ける占領地と上海地方は支那の一番よい處でありますから、これを巧みに處理して行つたならば蔣介石政權などは問題ではないのであります。このよい地方の治安を確立し、これと併行して交通、通信の發達や經濟開發を考へて努力して行つたならば、支那事變の處理は逐次實現して行くものであると思はれます。占領地をうんと開發して日本の國益を益し支那の國益を増し、支那の國民の氣持がどうしても日本と離れてはならぬといふ風にならねばならぬのであります。かくて事變處理は漸を追つて成功して行くわけでありませう。

従つて我が國民はしつかり腹をすえて、持久的に東亞永遠の平和の基礎を確立することに邁進しなければならぬと考へるのであります。これが爲には吾々國民はあらゆる苦難に堪えながらこの基礎工事を完成して行き、完全に歐米人侵略の野望を驅逐して東洋人永遠の平和と發展を成し遂げて行かねばならぬのであります。吾々現在の苦難はこの輝かしい光明への荆棘の道を打開して行く國民總力の奮戦なのであります。よしんばこの苦闘が今後幾年續きませうと、吾々は敢然としてこれに打ち克つて理想達成に邁進しなければならぬのであります。

### 小學校長 青年學校長會議



本年の青年學校長・小學校長會議は去る四日の鳥取縣青少年團結式後の午後一時から縣立鳥取圖書館講堂に於て開催せられたが、今回の會議は、來る四月の新學期から實施せられる國民學校制を前にしての會議であり、更に又小學校、青年學校其の他の學校教育と併行して縣青少年團結後の本縣青少年の教育上重要な意義を有する會議であつた。

- 一 鳥取縣青少年團結促進に關する件
- 二 青年學校教育の振興に關する事項
  - 1 生徒の就學出席に關する件
  - 2 青年團指導に關する件
  - 3 後援機關設置並に整備擴充に關する件

### 三 映畫教育の普及徹底に關する件及び注意事項たる

- 一 木炭増産勤勞報國運動徹底に關する件
  - 二 青年學校教科書配給に關する件
  - 三 青年學校生徒短期勞務供出に關する件
- 等に付き種々協議を行つて、各校長共一層決意を新にして散會したのであつた。

### 知事訓示要旨

今回鳥取縣青少年團の結成を機として縣下青年學校長並に小學校長會議を開催するに當り、茲に各位と會同して青少年教育上の諸問題に關し所信の一端を披瀝する機會を得ました事は、私の最も欣幸とする所であります。

今や聖戰第五年、盟邦獨伊との提携愈々固く、新國民政府との間には日華基本條約の締結せらるゝ等、東亞新秩序建設の大業も漸く其の緒につくに至りましたが、一方眼を轉じて世界の狀勢を大觀致しまする時、歐米の天地に戰雲彌々濃厚にして、其の戰局の展開は先途容易に豫測を許さぬものがあります。此の重大時局に對處して、如何なる國難變ふとも、毅然として動ぜず、不退轉の決意を以て肇國理想の顯揚に直往せんが爲には、内に確固不拔の必勝體制を整備確立せねばなりません。

此の時に當り政府に於ては國民組織を再檢討して、萬民翼贊の實を擧ぐべき新體制組織を打立てられ、國民又本運動に應じて一億一心、臣道の實踐に邁進しつゝあるものであります。此の國民運動の成果を收むるが爲には全國の青少年を打つて一丸に組織し

強固なる團結の下に、國家の要請する統制ある訓練を團體的實施的に施して、青少年活動を高度國防國家體制の建設に力強く協力せしむることが刻下喫緊の要務であります。曩に大日本青少年團の結成を見、本日又各位臨席の下に鳥取縣青少年團結致しましたのも此の爲に外なりません。

而して青少年團結の趣旨とする所は、先刻結成式に於て詳細に互り申述べましたから、此處に重ねて申述ぶることは省略致しますが、其の中に特に強調せられて居ります學校教育との不離一體性と云ふ事に關して重ねて附言したいと存じます。

即ち青少年團の教養訓練に於ては、我が國青少年教育の根幹たる小學校、青年學校其の他の學校教育の方針と聊かも齟齬することがあつてはならぬのであります。此の故に、文部大臣自ら大日本青少年團長の職に就かれ、不肖私が新生縣青少年團長に就任することと相成つたのであります。特に各位は、地方團則の定むる所に依り、特別の例外を除く外は、青年學校長としては單位青年團長並に單位女子青年團長に、小學校長としては、單位少年團長に當然就任せらるる事となつたのでございます。

斯くして青年學校及び男女青年團を不離一體の下に運営し、以て國家の青年指導方針を二元的に貫徹し得る如く企圖せられてありますから、學校長にして單位團長たる各位は十分此の趣旨を體して、圓滿なる運営を期せられたいと存じます。

更に又青少年團が庶幾の目的を達成し、十分の成果を發揮致しまする爲には、最下部の組織として、男女青少年を直接掌握し、躬を以て日常の實踐指導に當らるゝ單位團長各位の團經營指導の

00991

如何に緊と申すも過言ではないと信じます。各位に於かれましては、其の職責使命の重大なるを自覚せられ、別に夫々の係に於て指示する所を十分含味諒得せられ、其の役員の銜衡等に關しても、縣に於て示せる銜衡の規準と、各市町村の實情とを併せ考慮し慎重審議し、之が組織運営に當りても十分の研究熟議を遂げ、以て各關係地方團の結成促進に遺憾なきを期せらるゝやう格段の御勞力を要望致してやみません。

次に青年學校教育の義務制は、御承知の如く去る昭和十四年度より實施せられ、既に普通科二年の實施を了り、明十六年度より愈々本科に及ぶこととなつておりました。國民學校制の實施と相俟つて愈々本格的と相成るのであります。之が徹底振興に關しては一層の御努力を願ひたく存じます。即ち就學出席の徹底を期し、教育内容を刷新充實すると共に教員の教養の向上を圖り、後援機關の設置を促進して其の整備を期する等、各般の問題に互り青少年團と密接なる連絡を保ちつゝ國家の意圖する義務制實施の精神に添ふ如く盡力せられんことを切望致す次第でございます。尚ほ緊急必要と認むる二、三の事項に就て係より指示致す管でありますから、其等に就ても十分に諒解の上之が實現に努力せられんことを望みます。

以上は青少年教育上の問題に就て所信の一端を申述べたのであります。此の教育たる實に國家の消長盛衰を左右する大本であります。國家凡百の事柄として其の力に俟たざるはないのであります。各位に於かれては、市町村長其の他關係方面と十分連絡提携し、部下職員を督勵して、益々斯教育の實績を擧げ以て國

家喫緊の要請に應へられんことを切望致す次第であります。



### 米穀管理と違反防止上の注意

時局の進展と共に食糧問題は愈々重要性を加へてまゐります。政府では曩に米穀の國家管理を斷行せられまして、本縣でも着々之が實績を收めてゐるのであります。この事業は實施以來未だ日も浅いため、國家總動員法に依る禁止事項や消費規正、罰則等に關しては充分當業者に徹底してゐない向もあるやうでありますから、次の事項については特に注意して食糧難局の打開に邁進せられるやう希望します。

#### 一 國家總動員法に依る禁止に關する事項

國家總動員法に基く新聞紙等掲載制限令第三條の規定によりまして、左記事項に關しては記事の掲載を禁止せられて居りますから、之に關する取扱は特に慎重を期して、苟くも他に發表したり漏洩したりすることのないやう充分注意しなければなりません。

(イ) 農林大臣及び地方長官の定めた自家用保有米の一人當り標準數量並びに右數量算定に關する年令別比率は、之を推知せしめるやうな事項でも當局發表以外のことは發表してはなりません。

00992

(ロ) 米穀現在高や米穀需給推算、米穀の政府買上數量並びに同豫定數量及び管理米數量は、府縣都市町村別のもの何れも當局の發表したものを以外は、一切發表してはなりません。(ハ) 外米の政府買上數量、買付値段及び相手國も、それが見込に關するものであつても同様であります。

#### 二 消費規正に關する事項

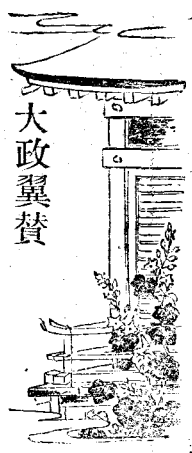
曩に規定せられて居る配給米穀等の消費規正要綱を嚴守し、消費量の徹底的規正を圖らねばなりません。

#### 三 米穀配給統制上の罰則

臨時米穀配給統制規則に違反した者は、その母法である輸出入品等に關する臨時措置に關する法律(昭和十二年九月十日法律第九十二號)第五條に依り、一年以下の懲役又は五千圓以下の罰金に處せられることになつて居ります。

### 統制法規は

### 銃後の軍紀



### 大政翼賛

#### 運動の本義

#### 組織並に其の運営に就て (一)

大政翼賛會組織局 角田 藤 三 郎

此の講習會で私がお話申上げますのは、「大政翼賛運動の本義と大政翼賛運動の組織並に其の運営」に就てであります。之から申上げますことは、皆さん充分御承知になつて居ることとあります。唯此の機會に、差し出がましいことをお願い申して恐縮でありますけれども、どうか此の講習會を通じて、皆さんに知つて頂くのぢやなくて悟つて頂きたいのであります。

でありますから、少しでも私の申上げのお話を通じまして、皆さんが大政翼賛運動と云ふものを悟つて頂ければ、結構だと思ふのであります。どうかさう云ふお積りで、一つ聞いて頂きたいと思ひます。

大政翼賛運動とはどう云ふものであるか。能く世間では大政翼賛運動と申しますと、何か大政翼賛會が別の旗を押立てまして運動をやるんぢやないかと云ふやうにお考へになる向が相當ある

00993

のであります。併しながら大政翼賛運動と云ふものは何か別の旗を押立て、さうして之が大政翼賛運動でござると云つた運動ではないのであります。其の點を前以て御諒解願はなきやならぬと思ふのであります。

一口に申しますと、大政翼賛運動と云ふものは、之は國民が國の政治に協力する運動なのであります。申上げるまでもないことであり、大政翼賛運動は一つの大きな目標を持つて居るのであります。其の大きな目標は何であるかと申しますならば、之は國全体の衣替へをしやうと云ふこととあります。之を世間では新体制の確立と云つて居るのであります。

即ち従来の經濟の建前も、政治の建前も、お互の生活の建前も新しく建直して行かう。従ひまして、之等の建前を建直して行き、之を建直して行かう。従ひまして、國民のお互の建前から變へて行かなければいけないのであります。即ち政治、經濟、生活、文化、精神、國の凡ゆるものを建直して行かう、國全体が新しい着物に衣替へをしやう、其の運動が大政翼賛運動なのであります。

今日の日本の實情から申しまして、今日日本が置かれて居りまする世界的な立場、即ち國際的な立場から考へて見ましても、亦國內的な事情を考へて見ましても、此の歴史的な、時代的な要求と云ふものが、國全体を衣替へ致さなきやならぬと云ふ事情に置かれて居るのであります。従ひまして、國全体の衣替へ、所謂新体制の確立と云ふことは、之は時代の要求であると同時に、國家の要求なのであります。

此の時代の要求であり、國家の要求である此の國家目的の實現

に、國民全体が、年寄も、子供も、男も女も一億一心となつて協力して行かうと云ふのが、大政翼賛運動なのであります。大政翼賛運動は協力運動であります。又翼賛政治の確立と云ふことも、之は協力政治の確立であります。

協力と云ふことは、之は強い力の強力ぢやないので、お互に助け合つて行くと云ふ協力運動であります。國民の協力政治、之が翼賛政治であります。従ひまして、國全体の衣替へと云ふことは翼賛政治の確立に俟たなければ出來ないのであります。之から、翼賛政治の實現と云ふことも、之が翼賛運動の大きな一つの目標になつて居るのであります。

翼賛運動は、國の政治に協力することであり、縣の政治に協力することであり、市町村の政治に協力することが、大政翼賛運動なのであります。即ち縣の方針に翼賛會の縣支部が協力し、又市町村政に對しまして市町村支部が協力することとあります。従ひまして、最初に申上げましたやうに、一本の旗を立て、之が大政翼賛運動でござると云ふ、利己心を表に剥き出しにして行くやうな、さうした小乘的な運動ではなく、國の政治に國民全体が協力して行くと云ふ大乗的な國民的大運動であるのであります。

其處でさうした國全体の衣替へを致さうとする場合に、矢張り其處には、何等かの依つて以て立ちます一つの基準がなければならぬ。どう云ふ建前の下に協力運動をやらうと云ふのか。どう云ふ建前の下に翼賛政治の確立をしやうとするのか。其の建前が大政翼賛會の實踐要綱に示して居る點であります。それを一應讀み上げますと、

00994

一 臣道の實踐に挺身す。

即ち、無上絶對普遍眞理の顯現たる國体を信仰し、職分奉公の誠をいたし、ひたすら惟神の大道を顯揚す。

二 大東亞共榮圏の建設に協力す。

即ち、大東亞の共榮体制を完備ししその興隆を圖るとともに、進んで世界新秩序の確立に努む。

三 翼賛政治体制の建設に協力す。

即ち、經濟・文化・生活を翼賛精神に皈一し、強力なる綜合的翼賛政治体制の確立に努む。

四 翼賛經濟体制の建設に協力す。

即ち、創意と能力と科學を最高度に發揮し、翼賛精神に基く綜合的計畫經濟を確立し、以て生産の飛躍的増強を圖り、大東亞に於ける自給自足經濟の完成に努む。

五 文化新体制の建設に協力す。

即ち、國體精神に基き雄渾・高雅・明朗にして科學性ある新日本文化を育成し、内は民族精神を振起し、外は大東亞文化の昂揚に努む。

六 生活新体制の建設に協力す。

即ち、翼賛理念に基き新時代を推進する理想と氣魄を養ひ、忠孝一体國民悉く一家族の成員として、國家理想に結集すべき科學性ある生活体制の樹立に努む。

此の六つに大体分れて示されて居りまするやうに、臣道の實踐に挺身すると云ふ此の點に國民の心構へを置きまして、大東亞共榮圏の建設、並に政治体制、經濟体制、文化体制、生活体制の建

直しに協力して行く、斯う云ふのであります。

申上げるまでもないこととあります。今日の時代程、思想混亂の甚しい時代はないと思ふのであります。之だけの大きい國家的事業を行はうと致しますに當りましては、何としても國民の精神の統一と思想の統一を圖ると云ふことが第一でなければならぬのであります。

會つて平沼内務大臣が車中談で「大政翼賛運動は精神第一主義でなければならぬ」と云ふことを云はれたのであります。之は尤もなのであります。ところが、世間にはそれが誤つて傳へられ、本當の意味が新聞記者も汲み取ることが出來なかつたと見えまして、「大政翼賛會の精動化」と云ふやうな意味のことを新聞が書いたのであります。又世間の多くの人も、或は「さうなのかなあ」と云ふやうな疑惑を持つたのであります。此處に、國民に時局が充分に分つて居らないと云ふことを天下に曝け出したと云ふことになるのであります。

平沼さんは、それだけ大きなことをやるんだから、先づ國民の精神統一が必要であるから、國民の心構へから直して行かなければ出來ないのだと云ふ意味で云はれたのであります。大政翼賛運動が、高度な政治性を持つて持つ程、又持つ運動であるから故にこそ、精神第一主義と云ふことを云はれたのであります。

新聞記者皆決して全智全能でもないと思はれて、さうした誤つた報道をしたために、一犬吠を吠へば萬犬それに和すと云つたやうな、それ程國民の疑惑と云ふ形で現はれて居つたのであります。其のことは何かと申しますと、矢張り國民に精神の統一も

00995

なく、思想の統一もないからさう云ふことになつて居るのであります。

然らば、國民の精神の統一、思想の統一をどの點に置くか。今日精神方面を強調致しますると、あれは右翼であると云ひ、或は科學の方面を強調致しますると、あれは左翼であると、斯う云ふものゝ見方がまだ世間には多くあるのであります。「臣民の道を盡す」此の一點に國民の心構へを置き、又國民の肚を其處に据へると云ふことが必要なであります。斯う申上げますとそんなことは云はなかつたつて分つて居ると、斯う世間では能く云はれるのであります。此處がです。知つて居ると云ふことゝ、悟つて居ると云ふことの違ひであります。

申上げるまでもないことであるが、我が國柄は、所謂神の國として存在致して居りますやうに、數千年來皇統連續として續いて居るのでありますからして、其のお繼柄として、大君は所謂現神である。其の神のお教へを畏みて人民の道を盡す。何時も大君の御馬前に一身を捧げまつると云ふ此の信仰に、國民が皈一すると云ふところに日本の國體の本源があるのであります。

従ひまして、「臣道の實踐に挺身す」と云ふことは、それがお百姓であらうと、或は商賣をなして居らるゝ方であらうと、或は教育に従事して居らるゝ方であらうと、それ〳〵の職域に應じて只管此の神ながらの道に一身を捧げまつると云ふ此の心構へ、肚構へを作つてさうして初めて此の大事業を完成して行かうと、斯う云ふ意味に於きまして、第一に「臣道の實踐に挺身す」と云ふ此の心構への點を明かに致して居るのであります。

尚ほ御參考までに申上げますと、大政翼賛會は最初は基本綱領を掲げやうと致して居つたのであります。が、昨年の十月十二日の發會式に、綱領を掲げず、總裁の挨拶の中に「臣道の實踐を完うする」と云ふことを述べられ、それを以て大政翼賛運動の心構へとして行くと云ふことになりました其の経緯を申上げますならば尚ほ充分御諒解が願へると思ふのであります。

週報臨時號の、「新体制早分り」を御覽になりました皆さんは御諒承と思ふのであります。が、大政翼賛會の綱領草案が三ヶ條ばかり出て居つたことは御記憶だと思ふのであります。最初基本的な綱領を掲げる積りで居つたのであります。が、十月十二日の發會式の前後、公爵と有馬さんは、其の綱領に付て色々御相談になつて居つたのであります。

ところが十一日の夜更け、正確に申上げますと、十二日の午前二時頃になりまして、公爵が有馬さんに申されましたには、「色々綱領に付て考へて見るけれども、結局それを文字に現はすと、第一何々を期す。第二何々を期す。第三何々を期すと云ふやうな現はし方以外に現はしやうがないぢやないか。此處で氣を付けなきやならぬことは、人間として陥り易い缺點は、何としても文字が現はして居る意味を汲み取ることは出来るけれども、一年經ち二年經ち、三年經ち致しますならば、人間は兎角忘れ勝になつて、文字の末に捉はれる嫌ひがある。若し文字の末にこだはると云ふことになると、國民全体の運動なるものが部分的な運動になり、大乗的な運動でなければならぬものが小乗的な運動になる。さうすれば、大政翼賛運動を力強く國民全体の運動として押出し

00996

て行くことが出来ない。従つて文字を現はすことに依つて、運動が誤りを起すと云ふことは最も避けなきやならぬ。であるから、綱領を掲げると云ふことは止さうぢやないか。それよりも、國民の一人々々が、其の職域を通じて人民の道を盡すと云ふ以外にはないのであるから、臣道の實踐を完うすると云ふところに、大政翼賛運動の根本理念を置かうぢやないか」と斯う話され、さうして其の臣道實踐と云ふことに付て其の例に引かれましたのが、楠正成のことであつたさうであります。

申上げるまでもないことであるが、尊氏が敗れまして、一旦西の方へ落ちたんであります。其の尊氏が水軍陸軍の軍勢を整へまして、瀬戸内海の方から段々と又東の方へ上つて参つたのであります。

其の當時、兵庫の備へを致して居りましたのが新田義貞であります。が、尊氏の軍に備へるべくもないので、新田義貞は、京都の方へ之が對策に付て申出たのであります。其の新田義貞の申出を機會に御前會議が開かれまして、どうすべきかといふことと云ふことを御相談になつたのであります。其の時楠正成は、「甚だ恐れ多いことであるが、後醍醐天皇に一時比叡山の方へお移りを願つて、尊氏の軍を京都へ一旦入れる。さうして正成は河内の方へ取りまして兵備を整へ、食糧の準備を致し、其の傍ら尊氏の軍を外から兵糧攻めに致しまして、分り易く云へば、袋の中の鼠のやうにして外から叩けば滅ぼすことが出来る」と、斯う云ふことを御獻策申上げたのであります。多くの公卿の人達は贊成致したのでありますけれども、藤原清忠は、「假令一時であ

らうとも、陛下を京都からお離れ願ふと云ふことは、恐れ多いことであるからそれは出来ぬ」と反對致しまして、さうして正成に「兵庫で尊氏の軍を邀へ撃つやう」と云ふ大詔が出たのであります。

正成は、自分の御獻策を御嘉納願へれば、必ず勝つて見せると云ふ確信は持つて居つたのでありますけれども、一旦それが大詔となつて現はれました以上は、臣下の道として、其の大詔に従ひまつらねばならぬ。

其處で正成が熟々考へましたに、「若し自分が此の儘行けば、必ず兵庫では討死すると云ふことは分つて居る。討死すれば、皇統連續として數千年續いて参つた此の皇統をお護り申す者はなくなる。必ず足利の天下になる」と云ふので、僅か十歳の正行に、櫻井の驛で充分に悟しまして、「自分は之から兵庫へ出て行くが、出て行けば自分は討死する。自分が死ねば足利の天下になる。皇統をお護り申す者は我々一族以外にはないのである。正行は大きくなつて、假令一人でも十人でも一族を引き連れて、朝敵を滅ぼすために盡せ」と云ふことを悟りましたことも、皆さん御承知の通りであります。

斯うして至誠報國の精神に燃へた正成は湊川に向つたのであります。が、今日我國に於て一番必要なことは、此の股肱の臣としての正成の精神に、國民の一人〳〵が立返り、其の職域に於て御奉公申上げると云ふ心構へにならなければ、今日の此の難局を切抜けて新しい日本を打建て、行くことは出来ない。従つて大政翼賛運動の根本理念は、此の大楠公の精神に國民の一人〳〵が立返



り、自己反省をし、自己革新を行ふことに依つてのみ、初めて翼賛運動を力強く押出して行くことが出来るのである。であるから翼賛運動の根本理念は、臣道の實踐を究うると云ふ一字に盡きるのでないかと、斯う云ふ意味のことを有馬さんに話されたのであります。勿論有馬さんとしてそれに反対する筋合ひは毛頭ないのでありますからして、それに賛成致しまして、綱領は掲げないと云ふことになつたのであります。(未完)



### 食糧増産 計畫に就て

節米をしてゐる今日、食べ物の心配がないやうにすることは最も大切なことですが、併し食べ物の中でも大事なお米が足らなくなつて来たことは御承知の通りです。

我國全体では一体どの位の米が要るかと申しますと、之は毎年多くなる一方でありまして、昭和十年には八千七百萬石要つたものが、昭和十四年には約一億二百六百萬石に達して居りまして、一人當り一年に一石強を食べる勘定になります。

之に對しまして、我國では内地や朝鮮、臺灣で穫れる米を一緒

にしまして、大体食べる分は賄つて行くことが出来たのでありまして、昭和十三米穀年度から昭和十四米穀年度に移る時は、内地では八百萬石と云ふお米が持越高としてあつたのです。

尙ほ此の米穀年度と申しますのは普通の年度の考へ方と違つて居りまして、新米が出て来る時を標準として、前の年の十一月一日から其の年の十月の終りまでを一年度と算へて居ります。

ところで之が十四米穀年度から十五米穀年度に移る時、詰り一昨年の秋には持越の分としての米は四百六萬石に減つてしまひまして、同じく其の年には朝鮮が早ののために一十萬石も少くなりました。

そこでお米の供給が窮屈になつて来たのでありまして、政府では皆さんにお米を節約して頂くやうにすると共に、一方では外國のお米を輸入したりしてお米の不足を防いで来たのであります。

ところで、昨年のお米の收穫高も亦内地も朝鮮も臺灣も平年に較べますと、お米の收穫は少くなつて居ります。昨年の收穫は内地が六千八十七萬石で前の年に較べると約八百萬石少くなつて居り、朝鮮は二千五百五十萬石で、前の年に較べると六百八十五萬石増へて居りますが、之は平年作より百七十萬石程少く、又臺灣の二期作、詰り秋の收穫は三百六十八萬石で、之は前の年より百五十萬石少くなつて居りまして、合せて我國全体として見ますと、一昨年の秋の收穫より相當少くなつて居ります。

斯う云ふ状態ですから、昨年穫れたお米ばかりに期待することは出来ませぬ。どうしても今後益々米の節約に努めなければなりません。一方では進んで増産計畫を樹て、食糧の收穫を増やす

やうにしなければなりません。

それでは此の食糧はどう云ふ風にして其の收穫を増やすかと申しますと、現在政府で食糧増産計畫を樹て、居りますが、次に其の概略を申し上げることに致しませう。

此の計畫には、相當長い期間に亘つて行ふ根本的なものと、差當つての急に備へて行ふものと二つがありますが、相當長い期間に亘るものは、之は内地で食べる分は内地で出来るだけ賄ふやうにする方針の下に計畫が樹てられてゐるのです。詰り内地のお米は今年から昭和二十七年までを第一期とし、約一千二百萬石、麥類は今年から昭和二十八年までを第一期として同じく約一千二百萬石の増産を目標とし、此の第一期が終つた時には、お米の一年の出来高は約八千三百萬石、麥類は約二千五百萬石にしようとして居ります。

さうして此の計畫を實施するために、今年には二千五百七萬四千圓の豫算を掲げて居りますが、之が實際にはどう云ふ風に行はれるかと申しますと、先づ第一は耕地を擴げることでありまして、詰り今年から五年間の豫定で二十萬町歩の田と三十萬町歩の畑の開墾に手をつけ、之を昭和二十四年までに仕上げることになつてゐます。

第二は百七十萬町歩の耕地に對し、水路の遠いとこいでは水利を良くするやうにし、又反對に水引きが悪い田に對しては適當に水引きを良くするやうにし、水の早く引くところには水洩れを防ぎ、又乾きの悪くなつた場合には土を加へるやうにし、水の少いところでは地下水を掘るやうにする等して耕地を良くすることに

なつて居りまして、之を昭和二十七年までに仕上げることになりました。

第三は病氣に強く早く強く、又收穫の多い良い種を行渡らせるやうにし、又病虫を除いたり豫防したりする等して之に依つて收穫を増やうとして居りますが、更に第四は、農事試験場の試験研究を大きくすることになつて居ります。

尙ほ此の計畫に應じて、一方では肥料や其の他の道具を整へることになつて居りますが、大仕掛の開墾とか水利事業を行ふためには、農地開發營團と云ふものを設けて、國の監督の下に此の農地開發營團が開墾や水利事業に當ることになつて居ります。

次に、食糧の不足に對するための差當つての計畫としては次のやうなことが擧げられます。

先づ今年度の米の收穫を増すために水田三千町歩を作り、陸稻の畑五百町歩を拓き、之に依つて約十七萬石の收穫を得ることになつて居ります。又之までの計畫に依るものとして水田三千町歩を拓き、約十六萬石の増加を圖り、更に又三千町歩の古い桑畑を水田として約六萬石、更に又五千五百町歩の陸稻の畑を拓いて五萬五千石の收穫を得る計畫になつて居りますが、之等の計畫に依つて、お米の收穫は約四十四萬五千石増へる豫定であります。

次は大麥と裸麥の收穫を増やすことですが、お米の不足を補ふために、此の際大麥と裸麥を出来るだけ増産を圖ることになりました。昨年度の大麥と裸麥の收穫は目標の一千五百萬石を突破しましたが、今年度は更に大麥を約百二十四萬石、裸麥約百六十三萬石の増産目標を樹て、居りまして、此のために人手が足りない

で遊んで居る荒蕪地や空地を利用し、又桑畑や果樹園の間の空地にも植へることに成り、作付段別約九萬町歩を増やすことになつて居り、各府縣にはそれ／＼種を配付することになつて居ります。一方又農村では現在人手が足りないから、青年團其の他が今遊んでゐる約三萬八千町歩の土地を共同して耕すことになつてゐます。此の外甘藷は約五千五百五十萬貫、馬鈴薯は約八百萬貫を増やす計畫です。

扱て、此の大切な農産物の收穫を増やし、食べ物の心配は要らぬと云ふところまで漕ぎ付けるためには、農家の方々の熱心な努力をお願いする次第ですが、政府では、農林省の中に食糧増産技術中央本部を設けて、又各道府縣には地方本部を置き、全國の農會や技師や技手、又經驗の深い農家の方々を動員することになつて、さうして此のために十五年度と十六年度を合せて百二十五萬三千圓の豫算を掲げて居ります。

之と同時に、農村の中堅として農産物の増産に當つて頂くために、農業報國の精神に燃へる農村の中堅人物を動員することになり、毎年全國で現に農村の中心となつて働いてゐる人達の中から一萬五千人を選んで、茨城縣の内原訓練所に約一ヶ月の訓練を行ふ豫定であります。

尙ほ此の食糧増産計畫の一つ／＼の事柄に付ては、今後又適當な機會に申上げることと致しませう。

(二月二十一日「政府の時間」で速記せるもの)



山に輝く家

(一)

夕方から吹き出した木枯は夜になつていよ／＼吹きつゝつた。鏡ひ立つ峰々に吹き荒れる風の音が／＼と遠い海鳴りのやうに響いてゐるが、その風もいつの間にか落ちてあたりが森閑と静まりかへり、身に泌みるやうな底冷えがひし／＼と襲つて来る。また雪にでもなるらしい。深い溪谷に臨んだ山ふところの部落に、潺湲たる流れの音が遠く谷底から澄んで聞えて来る。灰暗いランプの下で乾燥した菅の葉を爪繰りながら、かさこそと枯葉のやうな音を立て、篋を編んでゐる川村美和さんの指先の感覚も失ひさうにかじかんで、座つてゐる腰のあたりから凍えて行くやうに冷え込んでくる。篋を編む手を止めて櫓火を掻き立ててはかざし、暖を取つてはまたかさこそと編みつゞけて行く。姑も眠りについたらしく、長女のマサエも二女の里もいとけない寝顔をならべてすや／＼と寝入つてゐるのを眺めては、美和さん

んは何時もながらほつと安らかな氣持になるのだつた。

晝間は六歳のマサエと三歳の里を抱へて荒くれた野良仕事をしながら、久しく病んで目しひた姑の身の廻りを何くれと世話をして、かぼそい女手一つでやつと細々しい家計を支へて行くためにまだ二十八の若さの美和さんが身を粉にせんばかりに男勝りに働きつゞけねばならなかつたが、それでも細々とした暮しは何時も不如意がちだつた。

一坪の畑も山林も持たぬ美和さんの家では、冬が来ても薪の貯へが出来なかつた。寒さを凌ぐためには雪の晴れ間を見て一里二里と出かけて集めた薪を背負つて歸らねばならなかつた。日雇にも出られぬ冬の日の苦しい家計のためには、かうして冬の寒夜を深更まで篋を編みつゞけるのであつた。

力とたのむ夫の鹿次郎さんは、先きに日清戦争にも出たのであつたが今又日露の戦で御國に召されて満洲の野に勇ましく戦つてゐる。美和さんはかうした苦しい生活の中にも折々来る夫からの便りに心を躍らせながら、その武運長久を祈りつゝ凱旋の日を待つて居るのであつた。

しかしこの美和さんに、遂に悲しい知らせが来た。明治三十八年三月十五日、鹿次郎さんは歩兵一等兵兵として奉天附近の戦に右肩から左腹部への貫通銃創を受けて、壮烈な戦死を遂げ護國の華と散つたのである。

(二)

こゝ高知縣土佐郡本川村寺川は、高知市から北へ十六里、幾山

河を越えた土佐路の涯で、四國の島を東北に横斷する四國山脈の連峯の下に、大波のやうに重なり合つた萬岳の一つのそ／＼り立つ山懷に抱かれた部落で、遠く吉野川溪谷の水源地をなしてゐる。山は峻しく、地肌は荒いこの部落では一粒の米も麥も取れない長い冬が過ぎ、四國の山々に浅い春が訪れると、部落の人々は峯々から吹き下す風のまだ冷い中にもう山に出て立木を焼き始める。これを春山焼といつて、焼残つた木の根などを集めて焼くのを取焼といつてゐるが、かうして傾斜の急な瘦せた山肌を拓いて稗を植へ、玉蜀黍を作り、豆類を蒔き、馬鈴薯を作りしてこれを日常の食糧に供するのである。

美和さんが川村家に嫁して来た頃は、その日稼ぎの貧しい家庭で、家屋とは名ばかりの丸太木を組み合せて茅を葺いたいはば小屋がけのやうな住居だつた。この貧しい暮しのうちにも夫鹿次郎さんも美和さんも心一つに助け合つて、平和な生活がつゞいて結婚以來五年の月日が流れ長女マサエが五歳、次女の里が二歳になつた時、明治三十七年日露の風雲は急を告げて、夫鹿次郎さんは出征した。

「後は苦しいであらうが御國の爲だ、きつと立派な働きをして歸つて来るぞ。それまで、どんな辛抱もして立派に子供を育てくれ。」

と、くれ／＼も後事を美和さんに托し、部落の人々から贈られた二圓五十錢の錢別金の中から五十錢だけを小使錢に持つてあとは美和さんに残し、夕方から降り出した雨に風さへ加はつた中を部落の人々の萬歳の聲に送られて、鹿次郎さんは篋笠に身を固めて



01001

暗夜の峯又峯の阻路を松山に向つて出征して行つたのであつた。

(三)

かうして美和さんの勇ましい男勝りの働きは始まつたのである。草履を作ることも、鎌や鋏などの農具の柄を作ることも修理することも習れ覺えた。荒い山仕事にも出れば、暇を見ては岩間に生えた菅草を刈取つて乾燥して置き、夜なく深更まで菅篋も編みつゞけた。部落有の他人の耕さないやうな荒地を借りて懸命に耕作もした。一里二里と離れた向ふに働かしては、かへりに薪を背負つて家に戻つた。この甲斐々々しい美和さんの苦闘ぶりには部落の人達も強く心を打たれて、何くれと力になつてくれるのであつた。

かうして「夫が無事に凱旋する日まで」と、それを一途の希望に病久しい盲目の姑に仕へ、幼い二人の子供を抱いて、働けど働けどひし／＼と追つて来る苦しい生活に戦ひ耐へて来た美和さんにとつて、夫戦死の公報は實に慘酷なほどの打撃であつた。公報を手にした瞬間どんなに氣を張りつめてみようとしてもこの餘りにも大きい悲しみに打ち勝つことが出来なかつた。これから先、この悲しみの中にこの苦しい生活に堪へ戦つて生きて行けるだらうかと一時は急に眼先が眞暗になつて自分自身をも見失つてしまつた。

しかし、嘆き悲しみ思ひ悩み、仕事も手につかぬうつろな幾日かの激しい心の戦の後に、やうやく美和さんの胸の中に明るい光がさして来た。

「御國の爲に 陛下の御楯となつて戦に出た夫が、萬が一つにも生きて還つて来ると思ひ、そのことに總べての希望を繋いで苦しみに堪へて来た自分の考へが間違つてゐた。さうだ夫が門出の時の言葉、自分の誓、それが妻として夫の靈に仕へ、女として御國に御奉公する私の唯一の道ではないか。苦しくとも、悲しくとも、女のかほそい細腕ながら、夫が出征後今日まで一家をどうにか支へて来たではないか。」

かうして雄々しく立上つた美和さんが病母に孝養をつくし二人の幼い子供の成長を楽しみに、晝は自家の農業に或は日雇に朝まで起き出で、夜は更けるまで菅篋の製作に肉をさき骨を削る血の出るやうな苦闘が續けられた。

けれども、働けど働けどその生計は樂にはならなかつた。

お上からの一時賜金を賜るや、この苦しい生活の中でも美和さんはそれを家作屋敷の買求めに廻した。夫の出征當時の、雨風に朽ちた思出多い山小屋から其所に引移り、子供達を連れて夫の佛前に座して「家も屋敷もこんなに立派買ひました。子供もこんなに大きくなりました。どうか悦んで下さい」と涙ながらに報告するのだつた。

(四)

その後營々として苦節十有餘年、大正五年三月には本川村から銃後の典型的節婦として表彰せられ、次いで翌六年一月には高知縣知事から重ねて名譽ある表彰を受けた。

二星霜移つて二十有餘年、美和さんの荆棘の道もこゝに立派に

01002  
01002

實を結んで、長女マサエさんが二十歳の暮に勤働實直な村の青年今朝彌太さんを婿養子に迎へ、翌年九月には妹の里さんも同郷の徳望ある資産家山中家に嫁し、こゝにめでたく川村家萬々歳の春がやうやくにして立ちかへつたのである。美和さんが家督を今朝彌太さんに譲り、家政を整理して自分は母として一家の指導に當り、家庭を援けて尙ほも孜孜として怠りなく、亡父の靈に仕へ、自分の受ける遺族扶助料は、夫の盡忠報公の精神に賜はるものであるからと家計へは使はず、一切をあげて家産増殖のために使用して渝ることなく、次第に資産は殖へて行くばかりであつた。

今朝彌太君は大正十年現役兵として入隊中シベリヤに出征し、歩兵上等兵として歸郷し、一家和合、互に睦み合つていよく家運が彌榮えに榮えて行つた。

昭和十二年、今朝彌太さんの長男茂直君が志願兵として横須賀海兵團に入隊した。部落の人達の盛んな歡送を受けて門出して行く茂直君の雄々しい姿を眺め、夫を、子を、そして今また孫を海國日本の護りとして送る美和さんの瞳には感慨深い涙がうかんでゐた。

(五)

長男茂直君の海兵團入隊後二ヶ月、父の今朝彌太さんが今度の事變で召集となり、再び榮ある御奉公に勇躍して征途に上つたのである。

「立派に御國の御奉公して来て下さい。後のことは私達で立派に果して行きます。」

重なる御奉公に一家の榮譽これに過るものなしと、美和さんもマサエさんも母子揃つて榮えの門出を送り出したのであつた。しかし、武運拙く十二年十一月五日、南翔の戦闘で護國の華と散つた。こゝにマサエさんも母の美和さんと同じく、榮えある軍國の母として寡婦となつたのである。

父は日清日露の兩戦役に、子はシベリヤ出兵に又今事變にと共に一身一家を顧みる暇もなく、尊い東亞の人柱となつて護國の花と散り、母は父を子は夫を雄々しくも祖國に捧げ、妻とし母とし子として長い苦難の道を歩みながらも、よく家を興し家門を守り續けた輝く軍國の家、——その川村家には今美和さん、マサエさんを中心に、今朝彌太さんの遺児六人と一家睦み合つて家産豊かに、宅地百五十坪、畑一町六段餘、山林二十三町七段餘、家屋二棟等と礎きあげられて、いよく銃後の護りも堅く山深い土佐の奥地に平和な朝夕を送り迎へてゐる。

### 土壤の肥料分吸収



肥料主成分の形態には水溶性のものが多く、土壤は肥料成分を吸収保持する性質があるから一般の肥料では割合に肥料成分を地下水に失ふことは少ない。但し硝酸塩が例外であることは前にも記した。以下土壤の肥料成分吸収に就いて述べて見よう。

01003

土壤は鹽基を強く吸収保持する性質がある。それであるから硫酸安或は硫酸加里の如き肥料を土壤に施すときに、之等の鹽類は水溶性であるにも拘らずアンモニアは地下に殆ど流亡せず、又加里の地下流亡量も左程多くはない。然るに酸根の方では磷酸は極めて強く土壤に吸収せられるが之は例外であつて硝酸、鹽酸、硫酸の如きものは土壤には全く吸収せられない。

土壤が鹽基を吸収するものは、土壤の粘土及び腐植質の作用であつて、粘土及び腐植質は極めて微細なる粒子でその本性は酸の性質を有する膠質物であるから、常識的には水に不溶性の酸であると考へればその性質を容易に理解し得る。即ち粘土や腐植質はその性質が水に不溶性の酸であるから鹽基と結合する。之が土壤の鹽基吸収である。鹽基を充分に吸収してある場合、が中性土壤で、之を鹽基に飽和せる土壤といふ。此の中性土壤が鹽基を失ふとだん／＼反應が酸性になる。之が酸性土壤で鹽基に不飽和の土壤である。先づ土壤の鹽基としては石灰、苦土、加里、曹達、アンモニア等があるが、酸性土壤を中和するには普通石灰が用ひられることからも推定し得る如く石灰が最も主要なる鹽基である。従つて中性土壤は土壤の膠質物が主として石灰に飽和してある土壤であると考へ得られる。

今土壤に硫酸アンモニアの如き水溶性の肥料を與へるとアンモニアが土壤に吸収せられ、それに對應して土壤の膠質物が吸収してある石灰が土壤溶液中に出る。斯くして土壤溶液中には硫酸石灰が出来るが此硫酸石灰は漸次雨水灌溉水等に依つて地下へ失はれてしまふ。一方にアンモニアは作物に吸収せられ、或は畑では硝酸

酸に變化してだんだん消失するから土壤は鹽基に不飽和になるのである。硫酸石灰や鹽化加里を施す場合にも同様に土壤の膠質物から石灰が溶液中に出て硫酸石灰・鹽化石灰として地下に流亡する。一方に加里は土壤膠質物に吸収せられるが、漸次に植物に吸収せられるから結局土壤は鹽基に不飽和になるのである。此の場合には鹽基が失はれてその代りに水素イオンが吸収せられることになる。かくして鹽基に不飽和の土壤は反應が酸性になるのである。鹽基に不飽和の土壤即ち酸性土壤は中性反應の鹽類肥料、例へば硫酸アンモニア、硫酸加里、鹽化加里等を施肥すれば鹽基が吸収せられて遊離の鹽酸或は硫酸を極めて少量に生ずる。かくして土壤溶液の反應は稍々酸性を呈する。更に一層鹽基に缺乏せる土壤ではアンモニア、加里等の鹽基が吸収される時に、水素イオンのみならずアルミニウムを放出し、その結果として土壤溶液に硫酸鹽土、鹽化礬土を含むに至る。之等の礬土の鹽類は酸性反應を呈する物質である。

以上述べた如く土壤の膠質物の吸収してある鹽基は、土壤の水に溶けてある鹽基と互に交換し得る性質がある。鹽基が土壤に吸収保持される強さは鹽基の種類に依り相違がある。ナトリウムは土壤から最も離れ易い性質の鹽基である。かくして人糞尿の如き食糧を多量に含む肥料を年々多量に使用すると土壤から先づ石灰が失はれ、次で土壤膠質物に結合せるナトリウムが雨水に依つて溶出流亡するから、結局土壤が鹽基に不飽和になり、酸性土壤となる場合を生ずるのである。それ故に多量に人糞尿を施用する地方では土壤の反應に注意する必要がある。

01004

以上は土壤の鹽基吸収に就て簡単に説明したのであるが、土壤の膠質物は酸の性質を有するものであるから酸根を吸収する水は極めて弱く、實際に於て塩酸・硝酸・硫酸の如き一價或は二價の酸は土壤に吸収されない。然し三價の酸である磷酸は之に反して土壤に強く吸収されることは既に述べた通りである。何れにしても土壤の磷酸吸収力は強いもので、水田でも極端な砂土は別として普通の土壤では過磷酸石灰の磷酸の如き水溶性の磷酸でも表土に強く吸収せられ、地下へは殆ど流亡しないものである。斯くして磷酸は多年に亘り多量に施せば土壤の磷酸含有量が豊富になり、爾後或る程度磷酸肥料を節約し得るに至るのである。

× × × × × ×

三月十二日発行「週報」並ニ「寫眞週報」掲載内容左記ノ通  
寫眞週報第一五九號掲載内容

國民學校特輯

- 一 國民學校一年生
- 一 お古の洋服つくろつてしご本も回覽いたしませう
- 一 國民學校の新らしい教科書
- 一 國民學校早わかり—文部省當局との一問一答 (讀物)
- 一 「常會のペーヂ」新學年の無敵なし用意 (讀物)
- 一 青年は日本を背負つて進軍だ

△福島縣小名濱實業青年學校

△東京市品川工業青年學校

- 一 大政翼贊の歌
- 一 子供の翼贊紙芝居
- 一 北の子供たち—樺太日の丸隣保班
- 一 北海の春近くドイツ海軍の活躍
- 一 他
- 一 週報第二三一號掲載内容
- 一 蠶絲業統制法の概要
- 一 臺灣に於ける皇民鍊成運動
- 一 制定された國民貯蓄組合法
- 一 雷州半島方面の封鎖作戰
- 一 重慶最後の輸血路遮斷
- 一 國民學校の新教科書